

令和8年6月2日

関係者各位

青森県三八県土整備事務所長

条件付き一般競争入札実施公告(電子入札)

下記の業務については、条件付き一般競争入札(一般型)により契約を締結しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定により公告します。

なお、本案件は青森県公営企業の設置等に関する条例第1条第1項第3号に規定する下水道事業であり、入札及び契約の手続きについては、青森県下水道事業財務規則(令和2年3月青森県規則第34号)に定めるほか、青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。)の規定によります。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 業務番号 繰流2下 第14号

(2) 業務名 下田第3汚水中継ポンプ場耐水化詳細設計業務委託

(3) 業務場所 上北郡おいらせ町三本木地内

(4) 業種 土木関係建設コンサルタント業務

ア 上記に係る業務内容

下水道

イ 複合業務 無

(5) 履行期限 令和9年1月15日(金)

(6) 業務概要 委託数量 N=1式
ポンプ場耐水化詳細設計 1式

(7) 予定価格 7,293,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(8) 本業務は、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札(簡易型 I (委託))の方法による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

- (3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和58年2月青森県規則第6号。以下「参加資格規則」という。)第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第7条第1項に規定する有資格建設関連業者名簿の下記業種(業務内容)に登載されている者であること。

ア 土木関係建設コンサルタント業務(下水道)

また、当該業務に係る建設コンサルタント登録規程の認定を受けていること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。)でないこと。

- (5) 日本国内に本店を有していること。

- (6) 過去15年間に次に掲げる同種の建設関連業務の履行実績(下請負人としてのものを除く。)を有するものであること。ただし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率20パーセント以上又は業務割合が20パーセント以上の場合に限る。

土木関係建設コンサルタント業務(下水道)

※下水道で、契約金額700万円以上の履行実績に限る。

- (7) 労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。)に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。

- (8) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (9) 次のいずれかの資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置することができること。

ア 管理技術者

技術士・上下水道部門(下水道)、技術士・総合技術監理部門(上下水道一般及び下水道)、RCCM(下水道)

イ 照査技術者

アに同じ。

なお、アとイは同一の者でないこと。

- (10) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。

- (11) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がないこと。

- (12) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

- (13) 技術提案書を提出し、技術提案の内容が適正であること。

3 資格の審査

入札に参加しようとする者は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及び技術提案書により、審査を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和8年6月10日(水) 12時00分 まで

(申請書と技術提案書は併せて提出すること。)

(2) 提出部数等 各1部

(3) 提出方法 電子入札システムを使用して提出すること。

(4) 入札書による入札を承諾された場合の申請書及び技術提案書の提出場所

建設管理課

(5) その他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。また、技術提案の審査結果を、審査結果の通知とともに、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった者(共同企業体の方法による場合は、代表者)は、イの通知を受けた日の翌日から3日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年12月13日法律第91号)第1条で規定する行政機関の休日を除く。)以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ 提出した申請書の差し替えは、原則として認めない。

オ 申請書及び技術提案書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

カ 申請書及び技術提案書は、提出者に無断で他の用途に使用しない。

キ 提出された申請書及び技術提案書は、返却しない。

4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

(1) 入札説明書の交付

ア 期間 令和8年6月3日(水) から

令和8年6月24日(水) まで

イ 場所 (電子ファイル)青森県建設業ポータルサイト>委託の情報>入札情報

(2) 設計図書の縦覧

ア 期間 令和8年6月3日(水) から

令和8年6月24日(水) まで

イ 場所 (電子ファイル)青森県建設業ポータルサイト>委託の情報>入札情報

(3) 入札説明書及び設計図書に質問がある場合の期日、提出方法及び提出先

特記仕様書のとおり。

5 現場説明 なし

6 技術提案及び落札者決定基準等

(1) 提出期限及び提出場所

「3 資格の審査」のとおり

(2) 提出する技術提案書の内容

入札説明書による。

(3) 技術提案書の作成要領

入札説明書による。

(4) 総合評価一般競争入札の落札者決定基準等

ア 評価基準

技術力及び技術提案に係る項目を評価するものとし、詳細については入札説明書による。

イ 評価方法

入札説明書による。

ウ 落札者の決定方法

入札説明書による。

エ 総合評価方式に関するガイドライン及び申請様式等

青森県庁ホームページ内「総合評価落札方式(県土整備部)の運用」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/nyuukei.html>

7 電子入札期間並びに入札執行の日時及び場所

(1) 電子入札期間

ア 開始 令和8年6月23日(火) 9時00分

イ 締切 令和8年6月24日(水) 10時00分

(2) 入札執行

ア 日時 令和8年6月25日(木) 9時30分

イ 場所 三八県土整備事務所建設管理課

8 入札執行回数 原則として1回を限度とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の5(1件500万円を超える契約にあつては、10分の1)以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約者から委託を受けた保険会社と県が工事履行保証契約を締結したとき。

10 低入札価格調査制度対象業務

落札者を決定するために行う調査等については、青森県県土整備部建設関連業務低入札価格調査制度事務取扱要領(平成25年9月4日付け青監第488号)による。

11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に付する業務に係る委託契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該委託契約を締結しない。
- (3) 使用する契約書及び提出様式については、青森県建設業ポータルサイト>様式集>建設関連業務(建築設計業務又は建築工事監理業務の場合は当該業務のリンク先)を参考とすること。なお、公告日、契約締結日等により使用する契約書が異なる場合があるので、契約書作成の前に発注者に確認すること。

12 入札条件

- (1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳書を明らかにした積算内訳書(設計図書(建築・営繕業務にあつては、業務委託仕様書)に規定する業務内容の数量及び金額を示したもの。)を持参して提出し、又は電子入札にあつては電子入札システムを利用して提出すること。

13 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額又は電子入札にあつては入札金額として記録された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は電子入札にあつては入力すること。
- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。ただし、電子入札をする場合は入力を要しない。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

- (3) 落札候補者が2者以上の場合は電子くじにより落札者を決定するので、入札書の余白に000から999までの任意の数字を記載し、又は電子入札にあつては入力すること。

14 関連ホームページ

- (1) 入札制度、契約書及び提出様式、入札説明書及び設計図書の縦覧

青森県建設業ポータルサイト

<https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/index.html>

(2) 電子入札の導入手順、設定方法、操作マニュアル、ログイン

青森県電子入札ホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kanri/e-nst_index.html

15 留意事項

- (1) 本件入札は電子入札で行うものであり、入札手続等においては、青森県建設工事等電子入札運用基準(平成18年9月1日付け青監第374号)によるものとする。なお、電子入札での入札手続等が困難な場合は、青森県三八県土整備事務所長の承諾を得て、入札書による入札をすることができる。
- (2) 技術提案が適正と認められ入札する場合、入札価格は、当該技術提案に基づいたものでなければならない。
- (3) 詳細は入札説明書による。

16 その他

(1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

17 公所名、所在地及び問合せ窓口

- (1) 公所名 青森県三八県土整備事務所
- (2) 所在地 八戸市大字尻内町字鴨田7
- (3) 問合せ窓口 建設管理課経理担当 電話番号 0178-27-5162
 下水道課 電話番号 0178-29-1672